

任意後見人と
なる方を自分で
選ぶことができます。



以下のような事務を委任することができます。

「財産管理に関する法律行為」



- 本人の預貯金の管理・払戻し
- 不動産等の重要な財産の処分 など

「身上監護に関する事務」



- 介護サービスの契約締結
- 福祉関係施設への入所契約締結 など

当事者間の合意によって、法律の趣旨に反しない限り、自由に委任する事務の内容を決めることができます。

※成年後見制度には、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つの制度があります。
法定後見制度は、家庭裁判所が個々の事案に応じて成年後見人等を選任し、その権限も基本的に法律で定められているなどの点で、任意後見制度と違いがあります。



これから任意後見契約を結ばれる方

●全国の公証役場

<https://www.koshonin.gr.jp/list>



任意後見監督人選任手続について

●全国の家庭裁判所

任意後見制度について

●法務省民事局参事官室

TEL: 03-3580-4111(代表)



成年後見制度・成年後見登記制度
について

法務省ホームページ

「成年後見制度・成年後見登記制度」

[https://www.moj.go.jp/
MINJI/minji95.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji95.html)



(令和7年2月発行)

知つていませんか？



法務省民事局



任意後見制度とは、 どのような 制度ですか？

本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務の内容を公正証書による契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が委任された事務を本人に代わって行う制度です。



任意後見契約で 委任された事務は、 いつから行うこと ができますか？

任意後見契約は、家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から効力が生じます。自分の判断能力が低下した場合に備えて任意後見契約を締結した本人の意向を踏まえると、任意後見人となる方は、本人の判断能力が低下した場合には、速やかに任意後見監督人の選任の申立をすることが求められます。



1

最近物忘れがひどく
て、将来が不安…。



娘に将来を
任せたい



2



- 任意後見契約は、公正証書によって契約する必要があります。
- 法律の専門家である公証人が、本人の真意を確認し、確実な内容の契約が結ばれるようサポートします。

※任意後見監督人が選任されていない状態では、まだ受任者は任意後見契約で委任された事務を行えません。

3

お母さんに認知症
の症状が出てきて
いる…。



4

家庭裁判所に対し、 「任意後見監督人」選任の 申立てをします。

※本人以外の方が申立てをする場合、任意後見監督人を選任するには本人の同意が必要です（ただし、本人が意思表示をすることができないときは必要ありません。）。

5

家庭裁判所が任意後見監督人 を選任した時から任意後見契約 の効力が生じ、受任者が任意後見人 となり、任意後見契約で委任された 事務を開始します。

任意後見監督人は、任意後見人が任意後見契約の内容どおり、適正に仕事をしているかを監督します。

